

畜産振興に拍車をかける懇話会の設置

和牛・養豚・ジャージー乳牛

和牛振興対策懇話会

ご承知のとおり本県の和牛は、近年農業機械化の進展等に伴って、その飼養頭数は漸次減少の傾向にあります。それに加えて、昨年来から本年前半にかけての牛価（殊に仔牛価格）の異常な値下がり、和牛飼育農家の生産意欲を少なからず低下させ、今後引きつづいての頭数減少が憂慮される状態です。

一面、最近食肉需要の急激な増加に伴って、肉用としての和牛需要が漸次増大する傾向にありますので、和牛飼育農家の経営改善に伴ってこうした需要増に対処するためにも、和牛の早急な肉用化と、肉畜資源確保のうえから、従来の既成概念（役畜の概念）にとらわれない、肉用牛としての積極的且つ、計画的な振興を図らなければなりません。

もちろん県としては、ここ数年来、生産改良なり、肥育の振興について、関係各機関の協力を求めてその推進をはかっているわけであり、具体的には、先ず生産面におきましては、生産改良を効果的に推進するためには生産改良基地指定育成し、冬期飼養改善のためのサイロの増設、増産指導の徹底、優良系統牛の造成等を助成するとともに、優良種雄牛の購入設置によって人工授精の積極的な普及に力を入れており、また肥育関係では、主として農協における素牛の集団的導入に対する助成を行なって、いわゆる肉牛の集団産地を造成し、更には最終的な流通改善のために、全国初の県営食肉市場を岡山市に開設し枝肉取引の推進をはかる等当面の振興施策を進めているのであります。しかし和牛飼育の現状からみますと、自給飼料の確保とか、飼育管理並びに繁殖率の向上等の生産技術面は勿論流通面なり、指導組織の面でも、まだまだ振興をはばむ幾多の問題点が存在しているわけでありまして、これらの問題点については、それぞれ具体的な対策のもとに早急に打開をはかることが大切です。

そこで今回こうした問題点なり、対策についていろいろの面から検討し今後和牛行政上の資とするため、岡山県和牛振興対策懇話会が農林部に設置されることになりました。この委員には県議会議員、市町村長、関係団体役職員大学の先生方をもって構成し、早速第1回の会合が去る9月6日に開催され、和牛全般について種々討議が行なわれ、当面の主要問題点並びに対策として次のことがとり上げられました。

〔問題点1〕

経営改善（殊に子牛生産形態における）によって生産性の向上をはかる必要がある。

現状の生産形態における零細飼育規模と、飼育管理技術なり施設の不備があげられる。

〔対策〕

基本的には和牛そのものに対する従来の役畜的取扱いから、肉畜的取り扱いに変えていく。いわゆる質的転換を農家も技術指導者もこの際はつきり打ち出すことである。

1、あくまでも牧野なり草地を利用しての放牧生産形態による飼育規模の拡大が必要で、このためには牧野の効率的利用が更に一層促進されるような牧道、牧柵の整備、給塩施設の設置等について国なり県の助成が望ましい。

2、生産経営の指標をするための実態調査を早急に行なうこと。

〔問題点2〕

肉利用に重点を於いた改良の促進と、生産の増加が必要である。

〔対策〕

1、改良の基調である種雄牛については、現在の民間自由育成に頼るといってでなく、県自ら優秀な素畜を選定確保して、これを育成させる等優良種雄牛の積極的な計画生産をはかること。

2、優秀な種雄牛を最も効率的に利用するため、種

岡山畜産便り 1963.10

畜センターを設置して、人工授精を更に普及させること。

3、子牛の規格をそろえ肉牛的価値の向上をはかるため、主要生産地域については季節種付を行なうことが望ましい

〔問題点3〕

肥育事業をさらに振興するため素牛の集团的育成が必要である。

〔対策〕

- 1、生産地帯において牧野の利用、または経営規模の大きい農家を中心に雄犢の集団育成を普及させること。
- 2、生産地農協と肥育地農協について畜連等が幹施体となって、相互間の契約等により、安定した価格で素牛の導入が出来る体制を確立することが必要である。

〔問題点4〕

流通改善と仔牛価格の高揚をはかる必要がある。

〔対策〕

- 1、東北、北海道では繁殖種牛の需要増加が見込まれ、これに対する仔牛の販路拡張を積極的に実施すること。
- 2、市場出荷の仔牛の規格をそろえるため、生後月令の規制（6～7ヵ月）または発育の促進については、更に積極的な末端指導が望ましい。
- 3、肉牛販売については、県営食肉市場の活用を一層のばすよう強力な啓蒙普及を行なうと同時に、枝肉の流通を円滑にするための輸送施設を設置すること。

〔問題点5〕

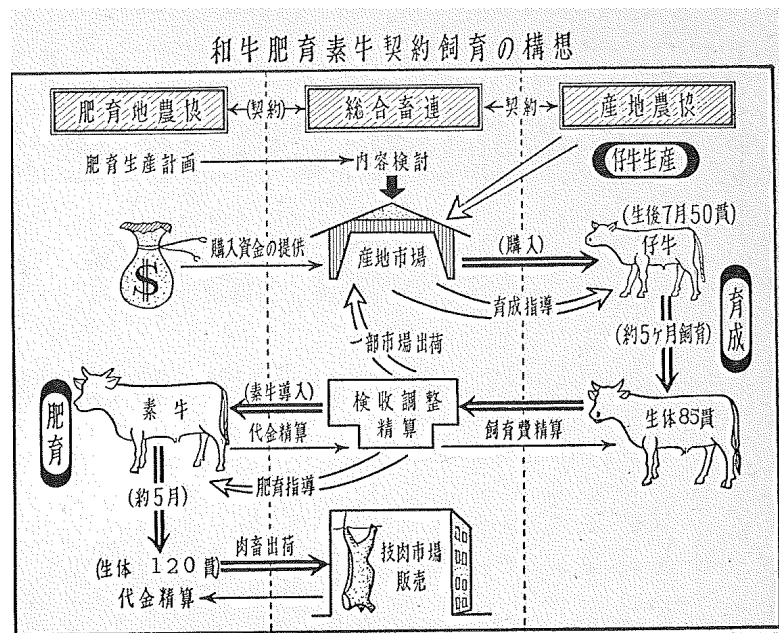
関係指導機関の連携と末端指導者が1番おくれている。

〔対策〕

- 1、和牛飼育の質的転換を期するための末端指導は、皆無の状態に等しいので町村、農協等に必ず専任技術員の設置が必要で、要すればこれに対し県の助成が望ましい。
- 2、畜連その他関係団体の技術員配置を適性化して指導の徹底を期すること。

なお、当日は次の諸氏を委員に委嘱し、懇話会規約を承認ののち、会長に三宅忠雄を決定しまし

た。



岡山県和牛振興対策懇話会委員名簿

氏名	所属職名	住所
西川 豊美	阿哲郡神郷町長	阿哲郡神郷町
福田 稔	岡山大学農学部助教授	岡山市津島
藤井英一郎	全国和牛登録協会岡山県支部長	阿哲郡神郷町
藤井 虎雄	高松農協参事	吉備郡高松町
三宅 忠雄	岡山県総合畜連会長	川上郡川上町
宮崎 宗雄	岡山県議会議員	阿哲郡哲多町
和田 宏	岡山大学農学部教授	岡山市津島

岡山県和牛振興対策懇話会規約

(設置)

第1条 肉用牛としての需要が急速に増加している和牛の振興を強力に推進するため、岡山県和牛振興対策懇話会（以下懇話会）を置く。

(討議事項)

第2条 懇話会は、農林部長の諮問に応じ和牛振興対策について討議しその結果を答申する。

岡山畜産便り 1963.10

(組織)

第3条 懇話会は次に掲げる者をもって構成する。

- 1、県議会議員
- 2、関係団体役職員
- 3、市町村長
- 4、学識経験者
- 5、その他会長が必要と認めた者

(会長)

第4条 懇話会に会長を置く。

- 2、会長は、会務を総理する。
- 3、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した者がその任務を代理する。

(招集)

第5条 懇話会は、必要に応じて会長が招集する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

種豚改良協議会

最近の豚飼養頭数は、豚肉需要の増大に伴い急速に増加しており、養豚経営合理化の面から、あるいは消費市場の要求により豚の改良は著しく進歩しています。

本県においても、ランドレース種豚の輸入、指定種豚場の整備、優良種豚の導入貸付け、種雄豚の検査、人工授精の普及、登録事業の推進等一連の対策を講じているのですが、目下、先進各県にあるような種牡豚協会等の組織的活動に欠けており、組織造りについては関係者が久しく待望していたところです。

このようなとき、勝英二郡と真庭郡にブロックの養豚振興協議会また種牡豚組合が結成されました。これを発端として、1部有志から県段階の種豚改良組織の結成方について強い要望があったので、関係者が協議の結果、養豚には経営、技術指導、流通、生産者組織等、他にも数多くの問題点があるので、この際併せて広く県内養豚関係者の積極的な意見を聴取し、改善点の打開を検討し、行政にも反映して健全な養豚振興を推進する意味において、この9月

13日県畜産課主催により県農業共済連会議室に種雄豚業者、指定種豚場および養豚関係者約50名が集まり、初の養豚懇談会を開催しました。

座長に児島市郷内農業協同組合長熊本強氏を選出して協議を行ない、次の提案事項をそれぞれ検討協議しました。

品種改良

- 豚の品種改良の現況と将来の方向
- ヨークシャーとランドレースの進め方
- ランドレースとF1の経済性と試験成績
- 近親交配のへい害をさけるための種雄豚の適正配置

○ヨークシャー種雄豚管理者に対し、ランドレース種雄豚の貸付または、優先的払下げ方

流通

○正常な豚の取引期間の整備。豚価安定対策について

○ランドレース種豚の販路拡張

○県営食肉市場の利用

○共販推進

○養豚施策の強化

経営

○副業養豚の経営規模

○協業経営の合理的な進め方

○養豚飼料対策

○放牧養豚経営の運営方法並びに将来性

○多頭飼育における糞尿処理

○経済的豚舎の設計

衛生

○赤カビ麦の給与

○発情不良等繁殖障害に対する対策

技術指導

○技術指導の強化

○農協職員の養豚研修組織

組織

○養豚組織の結成

○養豚組織のあり方

○種付料金の協定

○種雄豚管理者、人工授精師の連絡調整

以上の諸問題について協議しましたが、多数の共同提案となった養豚組織結成に関する提案について

岡山畜産便り 1963.10

は、満場一致で、まず種雄豚業者、指定種豚場等の養豚の先導者的立場にある者が主体となって、経済行為を除外し、種豚の改良と云う面から、岡山県種豚改良協議会を設立することを決定したのち、西大寺市九幡、渡辺慎一氏ほか10名を設立発起人として、養豚懇談会を閉会しました。

引き続き発起人会を開催の結果、事務局を岡山県畜産課内におき、県内関係者に趣意を伝達し、設立総会開催時期を10月上旬目標とすること等について協議し、散会しました。

昭和38年10月3日には岡山県庁9階ホールに関係者約100名が集まり、岡山県種豚改良協議会設立総会が開催、規約の制定、本年度事業計画および収支予算設定後、関係役員等を選任し、一致団結して本県種豚改良事業を推進することとして、閉会しました。引き続き、映画「新しい養豚」を上映したのち、静岡県養豚試験場長松下道夫氏の記念講演「これからの養豚経営と種豚の改良」を聴講し、散会しました。

現在の会員は、正会員（種雄豚所有者または管理者、豚の人工授精師、指定種豚場開設者または管理者）66名、賛助会員（養豚に関する事業を行なう団体または個人）8名、計74名ですが、本会の充実した運営を図るために、更には生産者の利益確保という観点からも、関係者多数の入会を勧誘することとしています。

なお、本会の事務所は、日本種豚登録協会岡山県支部内におき、当分の間岡山県畜産課で事務を執行することにしています。役員及び本年度事業計画は次のとおりです。

役員

会長 児島市林 熊本 強

副会長 西大寺九幡 渡辺慎一

〃 英田郡美作町榎原中 松本多穂

理事 (15名)

西大寺市九幡 渡辺慎一、児島郡灘崎町西高崎 中敏男、赤磐郡山陽町馬屋 石原金吾、玉島市勇崎 渡辺渡、児島市市林 熊本強、浅口郡寄島町3,057 高淵松三郎、笠岡市西大島 安福郁郎、川上郡川上町 高山 三村泰二、阿哲郡大佐町小坂部 八田茂子、真庭郡落合町下河内 宮川清輝、真庭郡勝山町 松

岡秀男、津山市本郷 田村真、久米郡中央町打穴西 青井茂郎、英田郡美作町榎原中 松本多穂、日本種豚登録協会岡山県支部長 三宅忠雄

監事 (3名)

和気郡和気町大字保会 544 小林寛一

総社市真壁 509 松永康夫、英田郡美作町北山 菊池光典

顧問 (4名)

岡山県農林部畜産課長 出口 孝吉

〃 酪農試験場長 凶師 重孝

〃 畜産会長 惣津 律士

〃 議会議員 岡崎 若松

昭和38年度事業計画

1、種豚登録事業の推進

日本種豚登録協会岡山県支部から種豚登録推進委員の委嘱を受け、種豚登録事業の推進に協力する。

同支部からは、関係委員に協力費が支給される。

「繁殖豚は登録豚、1代雑種は1代限り」運動を推進する。

2、岡山県畜産共進会への協力

第19回岡山県畜産共進会出品豚に対して副賞を交付する。

3、種雄豚及び精液の相互交流

種豚の改良と血液更新のため、本協議会の斡旋により、種雄豚、育成候補種雄豚及び精液の交換・相互利用を図る。

4、ランドレースの改良繁殖及び、1代雑種造成についての協力推進

指定種豚制度によるランドレースの改良繁殖と、豚の1代雑種造成要領に基づき1代雑種造成に協力する。

5、講習、講話会及び研究会の開催 (3回)

設立総会及び昭和39年1月定期総会時に県と協力して講演会を開催するほか、種豚及び枝肉共進会時に研究会を開催する。

6、技術情報の発刊 (3回)

「これからの養豚経営と技術」松下道夫、2冊その他を配付する。

7、関係用紙の共同印刷

岡山畜産便り 1963.10

申込みにより、種付台帳、種付証明書用紙は共同印刷し、所要部数を有償配付する。

8、市況動向調査と景気観測の予報（2回）

会員から11月及び39年2月種付状況等の報告を徴し、全国及び京阪神市場の動向調査を行ない、肉豚と子豚の景気観測を予報する。

9、種付料金の協定

種付料金については、地域の特性による慣行もあるので、当面はブロック毎に協議して2,000円程度の現金徴収に協定し、明年4月1日を期して、全県2,500円に統一協定するものとする。

ジャージー牛振興対策懇話会

乳用牛飼養頭数は逐年増加しており、これに伴って生乳生産量も、飼養技術の向上とあいまって、飼養頭数の伸び率以上に上伸しています。

畜産課では、より良い畜産経営、畜産の安定を図るために畜産振興実施計画を作成し、乳用牛は昭和45年には、現在の4倍に、ジャージー牛については4.7倍にしようとしています。飼養規模も現在の1戸平均2.2頭を、飼養農家数の拡大と併せて、さらに6.6頭にしようと計画しており、自立経営農家の育成を図ろうとしています。

このような、畜産振興も、実現化するためには、種々の問題があり、この解決策を検討するために、このほど岡山県ジャージー牛振興対策懇話会が実施されました。

委員には次の諸氏を依属し、会長に惣津律士を決定し、将来も酪農問題点解決のための中心的な諮問機関となろうとしています。

委員名簿

氏名	所属職名	住所
池本 益夫	岡山県議会議員 真庭郡勝山町	
竹内 宏之	中国四国農政局振興第2課長 岡山市東古松	
三秋 尚	岡山大学農学部助教授 岡山市津島	
惣津 律士	岡山県酪農農業協同組合連合会長	

岡山市東田町

流郷 章雄 岡山県北部酪農業協同組合長
津山市川崎

亀山 乾 真庭郡川上村長
真庭郡川上村

〔問題点1〕

改良増殖意欲に乏しく、また飼育管理技術が拙劣なため、個体本来の能力が十分に発揮されていない。

〔対策〕

- 1、登録事業の強化を行う。
- 2、経済能力検定事業の強化により経済的不能力の淘汰を指導するとともに優良牛の保留、優良基礎ジャージー牛の導入を図る。

〔問題点2〕

経営規模が小さいために経営が複雑でありしかも経営に計画性がない。

〔対策〕

- 1、経営規模の拡大を図り、経営を単純化、専門化し酪農経営を農業経営の基幹作目にし、また機械化することによって省力化し、牛乳生産費の低減を図るべく指導する。

〔問題点3〕

生産された子牛の流通に悪循環の傾向がある。

〔対策〕

- 1、ジャージー指定地域の拡大の検討をする。
- 2、追加指定地域の振興を図る。

〔問題点4〕

技術指導体制が複雑で末端指導が十分に行なわれていない。

〔対策〕

- 1、技術指導体制を1本化にするべく指導するとともに、技術者の研修制度の確立をし、酪農家の指導を強加する。

岡山県ジャージー牛振興対策懇話会規約

（設置）

第1条 ジャージー牛の振興を強力に推進するため、岡山県ジャージー牛振興対策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（討議事項）

岡山畜産便り 1963.10

第2条 懇話会は、農林部長の諮問に応じジャージー酪農の振興対策について討議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 懇話会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1、県議会議員
- 2、県職員
- 3、学識経験者
- 4、関係団体長
- 5、その他会長が必要と認めた者

(会長)

第4条 懇話会に会長を置く。

- 2、会長は会務を総理する。
- 3、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した者が、その任務を代理する。

(招集)

第5条 懇話会は必要に応じて会長が招集する。

2、会長は、特に必要があると認めるときは、委員のうち特定の者の出席を求めて討議することができる。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は会長が定める。